

はずれ馬券代、経費と認めず

競馬所得 4億円申告漏れ

競馬で計約78億円の払戻金を受けた北海道の公務員男性(41)が、馬券の購入費計約73億円分を差し引いた約5億7千万円を競馬の所得として申告したところ、札幌国税局から4億円以上の申告漏れを指摘されたことが分かった。はずれ馬券の購入費が経費と認められなかったため、この結果、男性が納めるべき税金の総額は競馬の利益を上回ることになり、これを不服として東京地裁に提訴した。

国税局指摘受け男性提訴

日本中央競馬会(JRA)は2002年、大量の馬券をパソコンや携帯電話で手軽に購入できるシステムを導入。男性はこれを利用し、役所が休みの土日はテレビの競馬中継を欠かさず見て、JRAに登録された8千頭の馬の能力や騎手の技術を独自に分析、ネット年間2千回以上馬券を購入した。課税対象となった05〜10年の6年間で、計約72億7千万円の馬券を買

認定。認められる経費は「収入を得るために直接か

かった金額」のみで、競馬の利益から差し引けるのは当たり馬券だけと指摘した。

ただ、男性の場合は馬券の購入履歴を保存しておらず一定期間で消えてしまうため、国税局は馬券用の銀行口座を週単位で計算して

推計。払戻金が購入費を上回った週は、男性の主張通り購入費全額を経費に認めただが、下回った週は払戻金と同額分しか経費と認めず、競馬の所得を約9億8千万円と認定した。

所得の考え方巡り争い

所得税法で、個人の所得は給与所得や事業所得など10種類。一時所得は「営利を目的とした継続的行為でなく、偶発的な所得」で、所得のほぼ半額が課税対象となる。懸賞の賞金などで、40年以上前の国税庁通達で馬券の払戻金も加えられた。これらは、直接かかった費用のみ経費として認められる。

課税額は数十億円にのぼり、一生かけても払えない」と主張している。男性は取材に、弁護士を通じて「裁判で争っている最中なのでコメントは控えたい」としている。

はずれ馬券は経費にあたるのかどうか。競馬の利益を「一時所得」と認定する国税当局と、「雑所得」などと主張する馬券のネット購入者側との争いは、所得をいかに得たかという考え方の違いがある。

一方、雑所得は他の9所得に該当しない個人の所得とされ、年間を通して他の雑所得と損益を合算できない。東京地裁の裁判で、男性は過去6年間、競馬で黒字だったと説明。自らの馬券購入を「継続性があり、投機的行為に近い」として外国為替証拠金取引(FX)などと同一雑所得だと訴えた。その場合、はずれ馬券も

3年間で約1億4千万円の利益を得た大阪市の元会社員(40)は、その4倍にあたる約5億7千万円を脱税したとして所得税法違反の罪で起訴された。有罪になったものの、大阪地裁ははずれ馬券を経費と認め、脱税額を5億円以上も減額。検察が控訴している。

一時所得と雑所得の違い



(村上潤治)

はずれ馬券代、経費と認めず

競馬所得 4億円申告漏れ

競馬で計約78億円の払戻金を受けた北海道の公務員(41)が、馬券の購入費計約73億円分を差し引いた5億7千万円を競馬の所得として申告したところ、税関税局から4億円以上の申告漏れを指摘されたことが分かった。はずれ馬券の購入費が経費と認められなかったため。この結果、男性が納めるべき税金の総額は競馬の利益を上回るものになり、これを不服として東京地裁に提訴した。

国税局指摘受け男性提訴

日本中央競馬会(JRA) 計約78億4千万円の払戻金は2002年、大量の戻しを受けた。

推計。払戻金が購入費を上回った週は、男性の主張通り購入費全額を経費に認め、下回った週は払戻金と同額分しか経費と認めず、競馬の所得を約9億8千万円と認定した。

認定。認められる経費は「収入を得るために直接かかった金額」のみで、競馬の利益から差し引けるのは当たり馬券だけと指摘した。ただ、男性の場合は馬券の購入履歴を保存しておらず一定期間で消えてしまうため、国税局は馬券用の銀行口座を週単位で計算して

はずれ馬券は経費にあたるのかどうか。競馬の利益を「一時所得」と認定する国税当局と、「雑所得」などと主張する馬券のネット購入者側との争いは、所得をいかに得たかという考え方の違いがある。

所得の考え方巡り争い

その結果、男性が納めるべき税金は所得税約3億7千万円のほか、加算税や延滞税、市民税を含めると5億7千万円を若干超え、競馬の利益を上回った。国税当局の指摘通り、払戻金ごとに一時所得として課税された場合、例えば、100通りの馬券(1枚100円)を計1万円購入し、1枚で3万円が当たっても、経費には当たり馬券の100円しか認められない。はずれ馬券はいくら購入していても認められない。裁判で男性は「一時所得の課税が正確になされていれば、

課税額は数十億円にのぼり、一生かけても払えない」と主張している。男性は取材に、弁護士を通じて「裁判で争っている最中なのでコメントは控えない」としている。

所得税法で、個人の所得は給与所得や事業所得など10種類。一時所得は「営利を目的とした継続的行為でなく、偶発的な所得」で、所得のほぼ半額が課税対象となる。懸賞の賞金などで、40年以上前の国税庁通達で馬券の払戻金も加えられた。これらは、直接かかった費用のみ経費として認められる。

経費となるという主張だ。3年間で約1億4千万円の利益を得た大阪市の元会社員(40)は、その4倍にあたる約5億7千万円を脱税したとして所得税法違反の罪で起訴された。有罪になったものの、大阪地裁ははずれ馬券を経費と認め、脱税額を5億円以上も減額。検察が控訴している。JRAによると、ネット

主張

所得 当しな
に 該中
所得 所得
る する

収入を得るためにか
かった費用。はずれ馬
券も含む

利益 原稿料
受け取る